

ばならない。

具体的には、日常業務においては、関連するエビデンスを文書の形式で保管しておくことが重要である。「関連者取引においても、第三者取引と同様に交渉のうえ、取引価格を決定している」と説明しても、実際の交渉記録がなければ、納税者の主張が認められる可能性は低い。また、技術サポートやマネジメントサポートなどについても、サービス提供の事実およびそのメリットを具体的に説明できない限り、認められる可能性は低い。これらは税務調査の通知を受領してから対応するのではなく、常日頃の業務のなかで対応しておくべき事項である。

税務調査の通知を受領した後の対策ポイントは、情報コントロールである。首尾一貫した資料が提出できるように、調査対応の窓口は一本化する事が望ましい。また、提出資料の控えを残しておくことで、当局がどこに着目しているか推測できることがある。さらには、各部門の責任者との連携も重要である。技術サポートやロイヤリティについて製造責任者がその移転価格上の意味合いを理解せず、事実と異なる説明を調査官にしてしまうと、後で取り返し

のつかないことになってしまいうので注意が必要である。

税務当局による指摘に対しては、

税法に基づいた理論展開が重要であり、適切な専門家の支援を受けながら、エビデンスに基づく合理的な説

明ができる体制を構築しておくことが望まれる。

渡辺 和哉(わたなべ・かずや)
KPMG PLT (KPMGマレーシア)
エグゼクティブディレクター
公認会計士
2001年朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)に入所。日本国内において電機、製薬企業に対する会計監査業務、アカウンティングアドバイザリー業務に従事した後、2011年からKPMGマレーシアに駐在。現地日系企業に対して会計監査、税務アドバイス、リスクコンサルティング、進出サポートなど幅広いサービスを提供している。

石渡 久剛(いしわたり・ひさたけ)
KPMG PLT (KPMGマレーシア)
シニアマネジャー
公認会計士
2003年朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)に入所。日本国内において会計監査業務に従事した後、2010年にKPMGインドネシアに駐在。2018年からはKPMGマレーシアへ異動し、現地日系企業に対して移転価格を中心とした税務アドバイザリーサービスを提供している。著書に『中堅・中小企業のアジア進出ガイドブック』(共著、中央経済社、2012年)がある。

望月 大輔(もちづき・だいすけ)
KPMG PLT (KPMGマレーシア)
シニアマネジャー
公認会計士
2006年あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)に入所。日本国内において主に通信会社に対する会計監査業務、デューデリジェンス業務に従事した後、2018年からKPMGマレーシアに駐在。現地日系企業に対して会計監査、税務アドバイザリーサービスを提供している。

第5章

追徴税額をゼロにするのは難しい？ インドネシアにおける 税務調査の傾向と対策

KPMG Advisory Indonesia

三竿

祥之

KPMG Advisory Indonesia

尾花

足立

宏

【この章のエッセンス】

●インドネシアでの税務調査は、課税根拠が明確に示されず納税者が納得のいかない結果となるケース

が多い。異議申立ておよび裁判にて抗弁することが可能であるが、最高裁判所判決までに長期の時間を要する。

●法人税率の軽減、コロナ禍対応に

よる優遇措置およびオムニバス法の施行により納税者は恩恵を受けられる面があるが、一方で税務調査が今まで以上にアグレッシブになってきている。